

東部中央

とう

ぶ

ちゅう

おう



すみよいまちづくり

土地区画整理事業

平成13年11月19日発行 第14号

発行 白岡町役場都市整備課

白岡駅東部中央土地区画整理事務所

〒349-0217 白岡町大字小久喜1213-1

☎0480-93-6403

土地区画整理審議会委員の選挙を行います

投票日は2月17日(日)

審議会とは？

土地区画整理審議会は、施行者である町の付属機関であり、事業を行っていく上で、皆様のご意見等を反映させるために設置される諮問機関です。

この審議会は、施行地区内の土地所有者及び借地権者の皆様の中から選挙によって選出された委員と、土地区画整理事業について学識と経験を有する方の中から町長が選任した委員とによって構成されます。

委員の定数は？

東部中央地区の場合、委員の定数は10人です。このうち、土地所有者と借地権者の中から選出される委員は、合わせて8人です。また、学識経験委員の定数は2人です。

委員の役割は？

審議会の委員は、皆様の代表として、その意見等を事業に反映させることが主な役割です。

町が審議会に諮る主な事項は次のとおりです。

審議会の同意を得なければならない事項	①評価員の選任に関すること。 ②保留地に関すること。
審議会の意見を聴かなければならない事項	①仮換地の指定に関すること。 ②換地計画に関すること。

選挙権と被選挙権

施行地区内の土地について、所有権又は借地権を有する方は、それぞれの権利について各1個の選挙権と被選挙権を有します。(未登記の借地権者は、権利申告により選挙権・被選挙権が得られます。)

したがって、土地の所有権と借地権の両方を有する方は、合わせて2つの選挙権を有することになります。ただし、被選挙権については、所有権と借地権の両方を兼ねて候補者になることはできません。

また、土地の共有者や共同借地権者の方々は、全員で1つの権利を有するとみなされますので、共有者の中から選挙権・被選挙権を行使する代表者を1人選び、代表者選任通知を提出してください。

なお、所有権又は借地権を有していても、次のいずれかに該当する場合は、被選挙権はありません。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

投票の方法は？

この選挙の投票は、確定選挙人名簿に記載されている権利者ご本人が投票所へ行き、候補者（１人）の氏名を投票用紙に書いて投票してください。代理投票・不在者投票はできませんのでご注意ください。

選挙日程

選挙期日の公告	11月13日	
借地権申告受理停止期間	12月3日から 1月27日まで	借地権の申告は、この期間受理を一時停止して選挙人名簿を作成しますので、未登記の借地権（建物の所有を目的とする地上権・賃借権）をお持ちの方は、11月30日までに申告をしてください。
選挙人名簿縦覧期間 異議の申出期間	1月7日から 1月20日まで （2週間） 毎日 8時30分から 17時15分まで	この期間、白岡駅東部中央土地区画整理事務所において選挙人名簿の縦覧を行います。期間中、名簿に記載漏れや誤りがある場合には、権利者の方の異議申出を受け付けます。 土地所有者（登記名義人）又は借地権者が死亡されている場合、この期間内に相続人の方が相続を証明する書類（土地登記簿謄本、戸籍謄本、住民票など）を提出してください。
選挙人名簿の確定 選挙する委員の数の公告	1月27日	この日に選挙人名簿が確定します。 また、土地所有者、借地権者別に選挙する委員の定数を公告します。
立候補届出期間	1月28日から 2月6日まで （10日間） 毎日 8時30分から 17時15分まで	委員に立候補される方は、この期間中に町長あてに立候補の届出をしてください。 なお、候補者を推薦する場合は、候補者の承諾書を添付してください。 この届出の受付は、白岡駅東部中央土地区画整理事務所で行います。
候補者の氏名・住所の公告	2月7日	候補者の氏名及び住所を公告します。 無投票の場合には、その旨を公告します。
選挙場・投票時間 ・開票日時の公告	2月11日	選挙場・投票時間・開票日時を公告し、選挙人の方に選挙執行通知書（入場券）を発送します。
選挙期日（投票日）	2月17日	投票時間…午前9時から午後3時まで 開票時間…午後4時から 選挙場…中央公民館 を予定していますが、詳しくは2月11日に発送する選挙執行通知書をご覧ください。

この選挙に関する届出・手続等については、白岡駅東部中央土地区画整理事務所（TEL 0480-93-6403）にお問い合わせください。